

随想 「甘え」が日本を滅ぼす

どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第42回 体罰は教育文化の未熟さの表れ

1. 体罰問題は何だったのか

2012年12月、桜宮高校のバスケットボール顧問の体罰により生徒が自殺するという悲劇が起こったことから、教育現場で体罰が根強く残っていることが浮かび上がってしまった。

この騒動の中で2013年1月、柔道の日本代表女子選手15人による岡田隆二監督への体罰の告発が全日本柔道連盟（全柔連）に出されたが、それを放置したため告発がさらに日本オリンピック委員会へ出されていたことも明らかとなり、日本のスポーツ界全体で体罰容認姿勢が根強いことが浮かび上がってしまった。

今回の体罰問題では、体罰は暴力であり犯罪だという意見が世論の多数派だったのでホッとしたが、その陰で、「体罰だって効果があるのだ」、「体罰くらいくわえなければ立派な人間は育たない」という体罰容認派もかなりいたようで、その不満が時々飛び出してきて、問題の根の深さを改めて感じさせた。

この体罰問題はまず、教育やスポーツの訓練の場で、「知恵と体罰でどちらかが成果が上がるか」という教育技術の問題である。

先進国はその長い経験から、知恵で教える方が効果が高く、かつ、その成果は無限の可能性があるが、体罰の効果は限られており弊害の方がはるかに大きいという結論に達しており、それが共通の認識と

なっている。

女子柔道の金メダルは、アテネでは5個取れたが北京では2個だった。体罰に頼った岡田監督のロンドンでは1個しか取れなかった。じり貧の女子柔道を立て直さなければならぬのに、岡田監督の体罰では何の成果もあがらなかったのである。

諸外国は知恵をつかって、その訓練方法、練習方法の向上に努め、必要な体作りや心理面の強化、相手の手口の分析と対策に努力し、その進歩は加速化している。岡田監督の「体罰」は諸外国の「知恵」に完敗したのである。にもかかわらず全柔連は岡田監督を続投させようとした。全柔連のトップには、じり貧が「知恵」の不足と認識するだけの「知恵」も無かったのである。

知恵か体罰のいずれを選択するかは文化の問題でもある。体罰を手段とするというのはどう見ても文化レベルが低いものであり、文化を重視する先進国では体罰をあらゆる場から排除しようと努力している。

ところが日本では先進国の一員でありながら、体罰がはびこっていることが露呈してしまった。文化レベルが低いと言われてもいいわけができない状況である。

「柔道」は既にJUDOとして世界の共有財産となっている。とはいえJUDOは「柔道」から生まれたはずなので、私は国際JUDO連盟を日本の理事が主導して

いると信じていた。ところが、実際は理事19人のうち議決のある理事に日本人はおらず、議決権のない指名理事に一人いるだけという。しかしこれは驚くべきことである。JUDOをこれからどう発展させるべきかというJUDOの頭脳部分で、日本人の「知恵」はすでに何の期待もされていないのだ。

2. 体罰は次世代に引き継がれる

私はDV（家庭内暴力）をテーマにする講演を頼まれることがあるが、その時、「結婚前に、DVをする男かどうか見つける方法がありますか」という質問を受けることがある。そのときは、「それは簡単です。相手に『体罰はどう思いますか』と聞けばよいのです」と答えることにしている。

私の弁護士としての経験からすると、DVと体罰の相関関係は極めて高い。体罰容認派の80%は、それが頻繁かどうかは別として、家庭で手が出る。逆に体罰を否定する人間で手が出してしまうものは極めて少ない。

なぜかというところ、人間は感情に走りカッとするのは必ずある。その時に手が出てしまう人間と、どんなに興奮しても手は出さない人間と二種類ある。つまり、「物事

の解決手段として手を出す」ことが頭にインプットされている人間とそれが無い人間とがあり、暴力がインプットされている男は、家庭でも教育の場でもカッとすると手が出てしまうのだ。

体罰とDVの相関関係は高いという所以である。しかも問題は、手が出る人間は親や先生に手を上げられた経験がある人間が大部分である点である。

これは心理学者の研究結果の受け売りであるが、先生から体罰を受けると、屈辱感を感じて自分は絶対手をあげないぞと決意する生徒は20%くらいで、逆に30%くらいは、叩かれたのは自分が悪いからだと思ひ、むしろ自分が向上できたと感じるそうだ。

そして、当然のことだがこの30%はカッとすると手が出るタイプになり、体罰を容認し、DVの可能性の高い人間になってしまう。さらに問題は残りの50%である。彼らは体罰を積極的に否定できないので、カッとした時に手が出るタイプになる可能性はかなり高いといわざるを得ない。

結局、体罰をすることにより、「物事の解決手段として手を出してよい」という選択肢が多くの子供にインプットされ、次の世代に受け継がれて行く。体罰は、その経験が「遺伝」するのだ。これが体罰の最大の問題点である。

現に桜宮高校の場合も、「愛のムチ」だという擁護論は根強いよう、現役の生徒、OB、保護者

からは懲戒解雇に対して嘆願書まで出ているという。残念ながらこの擁護派の多くは、日本の文化の中で体罰を温存し承継させていく人たちである。

3. 体罰は昔からではない。

体罰を教育の現場から排除しようとする意欲が明確になったのは、ヨーロッパでも19世紀末ころからだ。それまでは、先生は鞭を持つて教えるというような状況があったようだ。

ところが日本は1879年の教育令で体罰を禁止し、1900年の第3次小学校令で改めて体罰を禁止している。これは、明らかにヨーロッパに先駆けた動きであり、ヨーロッパの追従でなく日本独自の文化的表現である。日本はもとも体罰を忌避する文化であったといえる。

「体罰の社会史」という著書（江森一郎著、新曜社1989年）がある。これは日本の体罰の歴史についての興味深い研究の成果だ。それによれば、日本はもとも体罰には否定的で教育の暴力を使うことを忌み嫌う文化があったという。

江戸時代の藩校や寺子屋は体罰に抑制的であったという。たとえば熊沢蕃山は体罰がいかに有害無益かを解いていたし、徳川光圀も体罰反対論者であったそうだ。シーボルトなど来日したヨーロッパ人は、日本では体罰が避けられていることにびっくりしたという。

日本に体罰がはびこるようになったのは、教育勅語で育った人間が社会の責任ある地位につくようになってからである。本稿の前回で詳しく説明したが、教育の第1ステップは「知識を詰め込む」教育であるが、第2ステップは「問題に対して自分で考えて答えを見つけて出す」、考えさせる教育。第3ステップはさらに高度で、「問題自体を自分で見つけ出しその上で解答を採す」ものである。

ところが、教育勅語教育は徹底して第一だけで、教育とは先生に言うことを忠実に覚えさせることであった。知恵を養うためには第二、第三ステップが必要であるが、日本の教育システムは従順な臣民を養成するために、これらの大事なステップを教育から排除した。

第一ステップだけで育った人間が列強と争わなければならない異様な立場に追い込まれて行くこと、「知恵」でなく暴力に頼らざるを得なくなつたのだ。それは焦りと云つてよい。知恵で解決する訓練ができていないので、知恵の不足を「精神」で補うという過度な「精神主義」がはびこり、それがさらに暴力に頼らざるを得なくなつたのだ。

日本に特有の精神主義はまず軍隊の中で育成された。知恵でなく根性を強調するあの精神主義が生まれたのである。体罰はこの精神主義の土壌の中から生まれ出たものである。

昭和の軍隊では体罰が日常茶飯

事であり、古参兵の鬱憤晴らしの私的制裁として、陰惨なりんちが繰り返される場となつてしまった。軍隊で始まった体罰はそれが教育に影響していったことは容易に想像できる。

これが戦後に受け継がれた。戦後、教育勅語は廃止されたがそこで育った人間が戦後の教育システムを運営したため、教育勅語が亡霊の如く残り、今なお日本の教育は一方通行の第一ステップ偏重である。その結果、体罰が廃絶されることなく学校スポーツ、そしてオリンピック代表選手の強化の中でも連綿として受けつがれることとなつた。

体罰の根絶には、教育を一方通行の第一ステップだけでなく、考えさせ、知恵を生みださせる、第二、第三ステップに重点を移す必要があるはずだ。



金子博人
(かねこ ひろひと)

金子博人 法律事務所。弁護士。早稲田大学法学部卒業。同大学院修士課程（商法）終了。1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会（IFTA）会員。大東文化大学法科大学院、日本大学法科大学院講師。市場取引監視委員会委員（東京工業品取引所。日本フライムリアルティ投資法人執行役員）。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。